

改善措置実施状況報告

年 月 日付けで認定を受けた「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」に基づく改善措置の実施状況（年次）を報告します。

年 月 日

林業労働力確保支援センター長 様

所在地

名称

代表者氏名

1 実施した改善措置の内容

改善措置の実施項目	実施した改善措置の内容	改善措置の実施上の問題点及び今後の対応方針
雇用管理の改善	雇用の安定化	
	労働条件の改善	
	労働安全の確保	
	募集・採用の改善	
	教育訓練の充実	
	女性労働者等の活躍・定着の促進	
	高齢労働者の活躍の促進	
	障害者雇用の促進	
	その他の雇用管理の改善 ()	
事業の合理化	事業量の安定的確保	
	生産性の向上	
	「新しい林業」の実現に向けた対応	
	林業労働者のキャリアに応じた技能向上	
	その他の事業の合理化 ()	

(記載要領)

- 1 改善計画において実施することとしていた改善措置の項目について具体的に記載すること。
- 2 改善措置の実施上の問題点には、改善計画において記載した改善措置の内容が計画どおりに取り組みなかった理由等を記載すること。
- 3 認定計画の実施期間の最終年次は、「改善措置実施結果報告」と併せて報告すること。

2 事業主の雇用管理及び事業の現状（ 年次 ）

(1) 組織

ア 役職員数

(ア) 役員数

(常勤) 名 (非常勤) 名

(イ) 職員数 (雇用形態別)

雇用形態	雇用実績			うち採用者数
	林業現場 作業職員	事務系等職員	計	
常用 (うち通年)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
臨時・季節	人	人	人	人
その他	人	人	人	人
合計	人	人	人	人

(記載要領)

- 雇用実績には、当該報告に係る事業年度の雇用実績を記載すること。また、うち採用者数には、当該報告に係る事業年度において新たに採用した者の人数を記載すること。
- 林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者（法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。）の数を記載すること。
- 事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。
- 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいい、うち通年には、雇用契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載すること。
- 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。
- その他とは、常用、臨時・季節に該当しないもので、雇用契約において1ヶ月未満の雇用契約期間を定めて就労するものをいう。

(2) 雇用管理

ア 雇用管理体制

(ア) 雇用管理者の選任

事業所名	選任の有無	雇用管理者の役職、氏名	
		役職	氏名
		役職	氏名
		役職	氏名
		役職	氏名
		役職	氏名

(記載要領)

事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし労働基準法の事業場をいう。

(イ) 雇用に関する文書の交付・就業規則の作成

事業所名	交付の有無	文書の内容
		(別 添)
		(別 添)
		(別 添)

(記載要領)

- 1 事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。
- 2 交付している文書(労働条件通知書等)の様式及び就業規則の写しを添付すること。

(ウ) 社会・労働保険等への加入状況

保険等の種類	被保険者数 (被共済者数)	備 考
労 災 保 険	人	労災保険の保険料率 %
雇 用 保 険	人	事業の種類
健 康 保 険	人	メリット制の適用
厚 生 年 金 保 険	人	
林 業 退 職 金 共 済 等	人	

(記載要領)

- 1 労災保険被保険者数には労働者数を記載すること。
- 2 雇用保険被保険者数には被保険者数を記載すること。
- 3 健康保険被保険者数、厚生年金被保険者数には被保険者数を記載すること。
- 4 林業退職金共済等には中小企業退職金共済のほか自社の退職金制度を含めて記載すること。
- 5 備考には、労災保険の保険料率、事業の種類、メリット制適用の有無を記載すること。
- 6 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類を添付すること。

(3) 事業内容

ア 事業実績

事業期間 (から)

区 分		事 業 量		売上高 (単位:百万円)	
林業	素材生産	主 伐	m ³	百万円	
		間 伐	m ³	百万円	
		計	m ³	百万円	
	造林	植 付	ha	百万円	
		下 刈 り	ha	百万円	
		そ の 他			百万円
					百万円
	計		百万円		
	上記以外			百万円	
	林業関連その他				百万円
合 計		—		百万円	

(記載要領)

- 1 事業期間は、計画の認定を受けようとする年の前年とすること。
- 2 事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載すること。
- 3 素材生産の事業量は素材材積換算とすること。
- 4 造林のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
- 5 上記以外には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等の林業について記載すること。
- 6 林業関連その他には、特用林産物の生産、木材木製品製造業、土木業のうち治山、林道の施工、緑化・造園業、森林レクリエーションその他を記載すること。

イ 事業区域

区 分	事 業 区 域	備 考
林業 素材生産	県 市(町、村)	
林業 造林	県 市(町、村)	
林業 上記以外	県 市(町、村)	
林業関連その他	県 市(町、村)	

(記載要領)

- 1 区分は、アに同じ。
- 2 事業区域には、主な事業実施区域を記載すること。
- 3 流域又は県域を越えて事業を実施する場合にあっては、その旨を備考欄に明記すること。

ウ 雇用量及び労働生産性

事業期間（ から ）

区 分		雇用量 (単位:人日)	労働生産性 (単位:m3/人日、 ha/人日)	
林業	素材生産	主 伐	人日	
		間 伐	人日	
		計	人日	
	造林	植 付	人日	
		下 刈 り	人日	
		そ の 他		人日
				人日
		計	人日	
	上記以外	人日		
	林業関連その他		人日	#VALUE!
合 計		人日		

(記載要領)

- 1 事業期間は、計画の認定を受けようとする年の前年とすること。
- 2 雇用量は、直接作業に携わった者の延べ労働日数を記載し、労働生産性は事業量を雇用量で除した数値を記載すること。外部に委託した事業は含まない。

エ 資本装備

林業機械保有台数

機 種	台 数	稼働日数	備 考
グラブ	台(台)	日	
フェラーバンチャ	台(台)	日	
スキッド	台(台)	日	
プロセッサ	台(台)	日	
ハーベスタ	台(台)	日	
フォワーダ	台(台)	日	
タワーヤーダ	台(台)	日	
スイングヤーダ	台(台)	日	
	台(台)	日	
	台(台)	日	
	台(台)	日	
合 計	台(台)	日	

(記載要領)

- 1 台数及び稼働日数には、計画の認定を受けようとする年の前年の保有台数及び稼働日数を記載すること。
- 2 保有台数には1年を越える契約のリース機械を含み、レンタル機械については()書外数とすること。
- 2 保有台数には1年を越える契約のリース機械を含み、レンタル機械については()書外数とすること。

オ 技術者・技能者数

資格等の区分	人 数	備 考
フォレストワーカー(林業作業士)	人()人)	
フォレストリーダー(現場管理責任者)	人()人)	
フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)	人()人)	
森林作業道作設オペレーター	人()人)	
森林施業プランナー	人()人)	
森林経営プランナー	人()人)	
技術士	人()人)	
技能士	人()人)	
林業技士	人()人)	
	人()人)	
	人()人)	
	人()人)	
	人()人)	
	人()人)	
合 計	人()人)	

(記載要領)

- 1 資格等の区分には、フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林作業道作設オペレーター、森林施業プランナー、森林経営プランナー、技術士、技能士、林業技士、その他の区分を記載すること。
 - ア フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。
 - イ 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者とする。
 - ウ 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者とする。
 - エ 森林経営プランナーとは、木材の有利販売、事業体間の事業連携や再生林の推進など、これらの経営を担う者とする。
 - オ 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)とする。
 - カ 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)とする。
 - キ 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士とする。
 - ク その他とは、林野庁森林技術総合研修所で行う森林・林業技術研修の修了者、都道府県知事が認定する基幹林業作業士(グリーンマイスター)、林業技能作業士(グリーンワーカー)その他林業作業士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者(雇用管理の改善に係る資格者を除く。)等とする。
- 2 人数には、当該報告に係る事業年度の現有人数を記載し、当該事業年度に新たに養成した人数を()書内数として明記すること。